（退職等年金給付組合積立金）

第八十三条の三　退職等年金経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てなければならない。

第百二十条第一項第八号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第一条の二　組合は、第六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期経理を設けるものとする。

2　組合の経過的長期経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表による。

3　第七条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第二十五条第四号の二、第七十二条第三項及び第八十三条の三の規定は、第一項に規定する経過的長期経理について準用する。この場合において、第七条第一項及び第二項中「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と、第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、第二十五条第四号の二中「退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合」とあるのは「経過的長期経理における給付」と、第七十二条第三項中「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期経理の経過的長期給付組合積立金」と、第八十三条の三の見出し中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、同条中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と読み替えるものとする。

附則第三条の三中「長期経理（」を「厚生年金保険経理（指定都市職員共済組合」に、「長期給付事業」を「厚生年金保険給付事業」に改める。

第四条　削除

別紙様式第一号第一号の三の表中

「

支部における実施経理単位											
短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	

」

を

「

支部における実施経理単位												
短期	厚年	退年	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	経長	財形

」

に改める。

別紙様式第一号第一号の五の表中「給料月額」を「標準報酬の月額」に、「期末手当等の額」を「標準期末手当等の額」に、

「

合計			介護保険第２号被保険者			合計			第３号厚生年金被保険者			介護保険第２号被保険者		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

」

を

改め、同号備考1及び3中「給料月額」を「標準報酬の月額」に、「期末手当等の額」を「標準期末手当等の額」に改める。

別紙様式第七号第七号の五備考3中「長期経理」を「保健経理」に改める。